

仕様書

1 業務名

東山交通対策に係るチラシの印刷及びポスティング

2 業務委託期間

契約の締結日から令和8年11月30日（月）まで

3 業務内容

（１）チラシの印刷

以下のチラシを印刷する（データは契約後、別途送付する。）。

	東山交通対策に係るチラシ
数量	計 39,600 枚
寸法	A4 判（両面印刷 1 ページ）
刷色	黒 1 色（表面、裏面）
原稿	完成版下渡し
紙質	再生紙使用、上質紙 5 5 kg （両面印刷で裏映りしないもの）
納品場所	ア 600 枚：下記「7 問合せ・提出先」へ 納品すること イ 39,000 枚：ポスティングを行うため、下 記（２）のとおり対応すること。
納品期限	10 月 23 日（金）

（２）チラシの配布

3（１）で印刷するチラシのうち、「東山交通対策に係るチラシ」（39,000 枚）について、以下のとおり配布すること。

チラシの配布に当たっては、配布予定日や人員等を記載した配布計画を作成し、下記担当者の確認を受けることとする。

ア 配布エリア

東山区全域、伏見区一部地域（別紙参照）

イ 配布方法

全戸

ウ 配布期間

チラシ納品日から令和8年11月7日（土）までの間

エ 業務完了報告書の提出

業務完了後、エリアごとの配布日、配布担当者、配布場所等を記録した報告書を提出すること。

オ その他

- ・「3（1） チラシの印刷」が完成し、ポスティングを開始する前に、印刷されたチラシの状況（全体像及びチラシ両面）を写真に撮り担当職員まで提出し、確認を受けたうえで、ポスティングを開始すること。
- ・印刷の不備、配送もれ、配送部数の不足、配送に伴う破損等の場合は、受託者の責任とする。その場合においては、本市の指示に従い速やかに届け、配送が完了した旨を本市に連絡すること。
- ・受託者の責めに帰することのできない事由により、ポスティングにあたって、残部数が生じた場合は、下記担当者にその事由及び残部数を遅滞なく報告し、残部数を提出する。

4 損失の補償

業務の履行に当たり、受託者がチラシを亡失あるいは破損するなどした場合、受託者はその損失を補償する責任を負うものとする。

5 遵守事項

業務の履行に当たり、受託者は本仕様書、その他諸法規を遵守しなければならない。また、当室と十分連絡を取り合い、必要な指示を得てこれに従わなければならない。

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合については、別途双方で協議するものとする。

7 問合せ・提出先

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：柏原、横山）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

TEL：075-222-3483 FAX：075-213-1064

e-mail：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp